紀南環境広域施設組合規則第1号

紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年12月13日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

紀南環境広域施設組合職員期末手当及び勤勉手当支給規則(平成25年紀南環境広域施設組合規則 第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」を「第25条」に改める。

第3条第1号中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」及び「、若しくは失職し」を削り、同条第2号中「又は失職」を削る。

附 則

この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和元年12月14日)から施行する。